14世紀マムルーク朝時代のエジプトにおける地方行政官 ――ワーリー、カーシフとその変遷を中心に――

告 村 武 典

はじめに

マムルーク朝時代のエジプトは、支配者であるマムルーク軍人層が徴税権を分与さ れたイクター地 (iqtā') から徴収される地租 (kharāi)、人頭税 (jawālī)、貢物 (divā fa)、雑税 (maks) 等の諸税を収入源とするイクター制度が敷かれていたことはよく 知られている。バフリー・マムルーク朝スルターン・ナースィル・ムハンマド (al-Nāsir Muhammad b. Oalāwūn、在位 1294-95年、1299-1309年、1310-41年)の第 3 期 治世中に実施されたナースィル検地により整備されたイクター制度のもとで、イクター 地を授与されたアミール、マムルーク軍人らはムクター (muqta'/pl. muqta'ūn) と呼 ばれ、彼らに与えられたイクター地は各軍人の位階ごとに定められた徴税額('ibra) に見合う、一つないし複数の村の集合体であった。軍人の位階、役職の異動などによっ てイクター地は中央政庁により頻繁に変更され、特定のイクター地を終身保有するよ うな結びつきを持てないようにされた(1)。また、スルターン自身もイクターを所有し、 ナースィル・ムハンマド統治期にはスルターン直轄地を管理する私財庁(Dīwān al-Khāss)が設立され、地租収入と中央政庁、宮廷にかかる経費を管理するようになっ た(2)。また、エジプトのイクター地を受給したアミールら軍人は首都のカイロに居住 し、私的な財務官庁であるアミールの官庁(dīwān amīr)を設け、イクター地には徴 税人 (mubāshir) (3) を派遣し税の徴収を行い、イクターを間接的に管理した。

また、バフリー・マムルーク朝時代には、エジプトの諸地方にアミールの中から選任された地方行政の長であるワーリー(wālī/pl. wulāt)が派遣され、スルターンのイクター、政府管理の灌漑土手の整備、アミールたちのイクター地における徴税の監視などを行ったと考えられている。しかし、イクター制をエジプトに導入した前代のアイユーブ朝時代には、ガルビーヤ地方(al-Gharbīya)、シャルキーヤ地方(al-Sharqīya)、クース地方(al-Qūṣīya)を除いて、ワーリーの存在が確認できないという(4)。その理由としてアイユーブ朝時代にはムクターが直接イクター地に赴き支配地を経営していたため、ファーティマ朝時代まで中央政庁からエジプト各地に派遣されていたような、地方の治安、徴税などを担う役職が存在しなかったとされる(5)。マムルーク朝時代に入り、このワーリーがエジプトの諸地方に派遣された理由はこれまでのところ明らか

とされていない。また、14世紀にはワーリーの他に上・下エジプト地域に派遣されたカーシフ(kāshif/pl. kushshāf)、そして14世紀末に設置されたナーイブ(nā'ib/pl. nuwwāb)といった地方行政官が知られている。

これらの地方行政官の任地、管轄範囲、また任命される軍人の位階などによるそれぞれの職務および職権については管見の限り専論は見当たらず、これまでのところ十分に検証がなされていないと言える(๑)。そこで本論では、地方行政区ごとに派遣されたワーリーとカーシフの2つの職に注目し、地方に派遣される地方行政官の役割とその制度的な変遷を考察の対象とし、マムルーク朝時代のエジプトの地方行政区画、地方行政官の任地、人事内容から職務内容の検討をおこなう。

第1章 マムルーク朝時代エジプトの行政区画

エジプトの行政区の数は時代によって異なり、特に上・下エジプトの両地域間で行政区画に大きく変化があるのは、ナイル川の河口域にあたるデルタ地帯の下エジプト地域である。同地域はファーティマ朝カリフ・ムスタンスィル al-Mustanṣir bi-Allāh (在位 427-87/1036-94年) の時代を境に22の地方に分割され、徴税の管理単位とされた(7)。

以上の地域区画がマムルーク朝時代に至るまでに、どのように再編されたのであろうか。アイユーブ朝初期の官僚であるイブン・マンマーティー Ibn Mammātī(606/1209年没)が著した統治の手引書である『官庁の諸規則 Qawānīn al-Dawāwīn』の校訂版では各地域の行政村をまとめた章があるが、各地方が上・下エジプト地域のどちらに所属していたかは記されていない。しかし、同書の校訂に際して参照された写本の一つであるエジプト国立図書館蔵の写本 MS. Ta'rīkh 4775には、この情報が記載されている。それによれば下エジプト地域は表1とほぼ一致するが、カイロ周辺部(al-Dawāhī)が同地域の一行政区画として加えられている(*)。

表1 下エジプト地域の行政区画と行政中心地(ムスタンスィル期の改革以降)

	地方名	行政中心地
1	アレクサンドリア地方 (al-Iskandarīya)	アレクサンドリア (al-Iskandarīya)
2	ブハイラ地方 (al-Buḥayra)	ダマンフール (Damanhūr)
3	フーッワとムザーハミーヤタイン地方(Fūwwa wal- Muzāḥamīyatayn)	フーッワ(Fūwwa)
4	ラシード(ロゼッタ)地方(Rashīd)	ラシード (Rashīd)
5	ナストラーウィーヤ地方(al-Nastrāwīya)	ナストラーウィーヤ (Nastrāwīya)
6	タマリースィーヤ地方 (al-Ṭamarīsīya)	タマリース(Ṭamarīs)
7	ダンジャウィーヤ地方 (al-Danjawīya)	ダンジャウィーヤ (Danjawīya)
8	ダミエッタ地方 (Dimyāṭ)	ダミエッタ (Dimyāṭ)

9	イブワーニーヤ地方 (al-Ibwānīya)	イブワーン (Ibwān)
10	ファークースィーヤ地方 (al-Fāqūsīya)	ファークース (Fāqūs)
11	シャルキーヤ地方 (al-Sharqīya)	ビルバイス (Bilbays)
12	マルターヒーヤ地方(al-Martāḥīya)	ウシュムーン・タナーフ (Ushmūm Ṭanāḥ)
13	ダカフリーヤ地方(al-Daqahlīya)	ダカフラ (Daqahla)
14	サムヌーディーヤ地方 (al-Samnūdīya)	サムヌード (Samnūd)
15	サハーウィーヤ地方 (al-Sakhāwīya)	サハー (Sakhā)
16	サンフーリーヤ地方 (al-Sanhūrīya)	サンフール (Sanhūr)
17	ハウフ・ラムスィース地方(Ḥawf Ramsīs)	ラムスィース (Ramsīs)
18	ジャジーラ・バヌー・ナスル地方(Jazīrat Banī Naṣr)	アブヤール (Abyār)
19	タンダターウィーヤ地方 (al-Ṭandatāwīya)	タンダター (Ṭandatā)
20	ジャジーラ・クワイスナー地方(Jazīrat Quwaysnā)	クワイスナー (Quwaysnā)
21	ミヌーフィーターニ地方(al-Minūfītāni)	ミヌーフ (Minūf)
22	カルユービーヤ地方 (al-Qalyūbīya)	カルユーブ (Qalyūb)

マムルーク朝前期の書記で官吏であったイブン・ファドル・アッラー・ウマリー Shihāb al-Dīn Aḥmad b. Yaḥyā b. Faḍl Allāh al-'Umarī(700-749/1301-1349年)が著した『諸王朝見聞録 Masālik al-Abṣār fī Mamālik al-Amṣār』では、全エジプトを15の地方('amal)として区分し、上エジプト地域は、①クース地方、②イフミーム地方、③アスユート地方、④マンファルート地方、⑤ウシュムーナイン地方、⑥バフナサー地方、⑦ファイユーム地方、⑧イトフィーフ地方、⑨ギザ地方の9つの地方とし、最南部のアスワンはクースに付属する地域としている。また、下エジプト地域は、⑩ブハイラ地方、⑪ガルビーヤ地方、⑫ミヌーフィーヤ地方、⑬カルユーブ地方、⑭シャルキーヤ地方、⑮ダカフリーヤ地方、⑯マンスーラ地方の7つの地方とする。また、地中海沿岸の主要な港町であるアレクサンドリア、ダミエッタは特別な行政区として上記の地方に計上しないとしている(9)。

一方、15世紀の後期マムルーク朝時代に軍務庁長官(nāzir al-jaysh)を勤めたヤフヤー・イブン・ジーアーン Sharaf al-Dīn Yaḥyā Ibn al-Jī ān(885/1480年没)が著した『エジプトの村々の名前についての輝ける至宝 al-Tuḥfa al-Sanīya bi-Asmā' al-Bilād al-Miṣrīya』 (10) (以下、『輝ける至宝』)で用いられた地域区分が表 2、3である (11)。マムルーク朝時代の土地台帳は、地方単位でまとめられ、中央の軍務庁で管理・保管されていたと考えられているため、表 2、3中の行政区画はマムルーク朝時代の税務上の行政単位と捉えられる。

表2 下エジプト地域の行政区画と行政中心地(イブン・ジーアーン『輝ける至宝』)

	地方名	行政中心地
1	カイロ周辺部(al-Ḍawāḥī)	カーヒラとミスル (カイロ) (al-Qāhira wa Miṣr)
2	カルユーブ地方 (al-Qalyūbīya)	カルユーブ (Qalyūb)
3	シャルキーヤ地方 (al-Sharqīya)	ビルバイス (Bilbays)
4	ダカフリーヤとマルターヒーヤ地方(al-Daqahliya wal-Martāḥīya)	ダカフラ (Daqahla)
5	ダミエッタ地方 (Dimyāṭ)	ダミエッタ (Dimyāṭ)
6	ガルビーヤ地方 (al-Gharbīya)	マハッラ・クブラー (al-Mahalla al-Kubrā)
7	ミヌーフィーヤ地方 (al-Minūfiya)	ミヌーフ (Minūf)
8	アブヤールとジャジーラ・バニー・ナスル地方 (Abyār wa Jazīrat Banī Naṣr)	アブヤール (Abyār)
9	ブハイラ地方 (al-Buḥayra)	ダマンフール (Damanhūr)
10	フーッワとムザーハミーヤタイン地方(Fūwwa wal- Muzāḥamīyatayn)	フーッワ(Fūwwa)
11	ナストラーウィーヤ地方 (al-Nastrāwīya)	ナストラーウィーヤ (Nastrāwīya)
12	アレクサンドリア地方 (al-Iskandarīya)	アレクサンドリア (al-Iskandarīya)
13	ギザ地方 (al-Jīzīya)	ギザ (al-Jīza)

表3 上エジプト地域の行政区画と行政中心地

	地方名	行政中心地
1	イトフィーフ地方(al-Iṭfīḥīya)	イトフィーフ(Iṭfīḥ)
2	ファイユーム地方 (al-Fayyūmīya)	ファイユーム (al-Fayyūm)
3	バフナサー地方 (al-Bahnasāwīya)	バフナサー (al-Bahnasā)
4	ウシュムーナイン地方(al-Ushmūnayn)	ウシュムーナイン (al-Ushmūnayn)
5	アスユート地方 (al-Asyūṭīya)	アスユート (Asyūţ)
6	イフミーム地方 (al-Ikhmīmīya)	イフミーム (Ikhmīm)
7	クース地方(al-Qūṣīya)	クース (Qūș)

また、同じく15世紀の統治の手引書であるハリール・ザーヒリー Ghars al-Dīn Khal īl b. Shāhīn al-Ṭāhirī(873/1468年没)の著した『諸王朝行政便覧 Zubdat Kashf al-Ma mālik』では、全エジプトを14の地方(iqlīm)に分け、そのうち下エジプト地域をカルユーブ地方、シャルキーヤ地方、ダカフリーヤとマルターヒーヤ地方、ダミエッタ地方、ガルビーヤ地方、ミヌーフィーヤ地方、ブハイラ地方の7つの地方、上エジプト地域をギザ地方、イトフィーフ地方、ファイユーム地方、バフナサー地方、ウシュムーナイン地方、アスユート地方、クース地方の7つの地方としている(12)。

『諸王朝行政便覧』では、『輝ける至宝』と同じくアスワン Aswān はクース地方の

管轄下とし、マンファルートをアスユート地方の管轄下としている。また、クース地方はアスワンのほか、紅海の港町クセイル al-Quṣayr、アイザーブ 'Aydhāb の紅海沿岸の 2 港も管轄下においた。両史料とも各地方の行政中心地に関して相違はないが、『諸王朝行政便覧』では各地方において行政中心地となっている都市のほかにも重要な都市を挙げている。アスユート地方に組み込まれたマンファルートについては、その規模を約30のむら(balad)がマンファルートに所属し、スルターン(政府)のために、年115万アルダッブの穀物が地租として納税されているとする(13)。また、カイロ区域を除いても下エジプト地域の区分について、両史料間に地方の数に5つの開きがある。『諸王朝行政便覧』に含まれていない地方は、上エジプトと同じく隣接する地方に組み込まれ、ギザ地方は上エジプト地域に分類しているなどの地方行政区画に関する差異が生じている。

以上のように、エジプトの地方の区画についての分類は、ギザ地方を除き上エジプト地域では共通する。他方で下エジプト地域の分類は史料間で開きがあるが、それは地理環境の変化が起きやすいデルタ地帯であることも理由に挙げられよう。実際に、上記の地方行政区画とワーリーら地方行政官が派遣された任地との関連について次に検討する。

第2章 ワーリー職

2-1:マムルーク朝時代のワーリー職

地方行政官のワーリーを検討する前に、マムルーク朝の官制には同名の役職が複数存在するので確認したい。ワーリーとはマムルーク朝における特殊な職名ではなく、イスラーム初期から為政者の代理として首都以外の町や地方で執政を行うものを指していた(14)。マムルーク朝時代においては、ワーリーを名称とするいくつかの軍人が就任する役職が知られており、エジプトにおいては首都カイロにおいて治安を司るワーリーと、地方に派遣される地方行政官としてのワーリーが存在した。

前者の首都カイロに置かれたワーリーについては、さらに2つのカテゴリーに分かれる。第一に市内の治安を司る警察としてのワーリー(wulāt al-shurṭa)が置かれた。この警察のワーリーは首都カイロを構成するカーヒラ al-Qāhira、ミスル Miṣr(フスタート al-Fuṣṭāṭ)、カラーファ al-Qarāfa の3か所にそれぞれ1名ずつ任命された。このうちカーヒラのワーリーが最上位であり、ミスルのワーリーを監督下に置き、さらにミスルのワーリーはカラーファのワーリーを監督下に置いていたという。カルカシャンディー Shihāb al-Dīn Abū al-'Abbās Aḥmad al-Qalqashandī(821/1418年没)の『黎明の書 Ṣubḥ al-A'shā fī Ṣinā't al-Inshā'』に拠れば、15世紀初頭にはカラーファのワーリーはミスルのワーリーが兼任するようになっていたため、警察のワーリーの数は2名となっていた。このうちカーヒラを司る警察のワーリーは四十騎長(amīr al-ṭablkhānāh)から任命され、ミスルとカラーファの警察のワーリーは十騎長(amīr 'ashara)から

任命されたが、ミスルのワーリーがカラーファも管轄するようになると、カーヒラと同様に四十騎長から任命された(15)。このワーリーについて『諸王朝見聞録』は「警察権の所有者 (ashāb al-shurta)」(16)と説明している。

第二にスルターンの居城である城塞(al-Qal'a)の門を守衛する城塞のワーリー(wālī al-Qal'a)が置かれた。城塞のワーリーは四十騎長のアミールから任命され、通常城塞に登下城する際に使用される大門(Bāb al-Qal'a al-Kabīr)の開閉を司る者と、十騎長のアミールから任命され、大門以外の小門(Bāb al-Qilla)の開閉を司る者に分別されていた。

これに加えて第3のワーリーとして置かれたのが、エジプトの諸地方に派遣された地方行政官のワーリーである(**)。上記の都市部のワーリーとの間には特に関連性がないように思えるが、地方に派遣されたワーリーの中には、カーヒラのワーリーに任命される事例もあり(**)、ワーリーが一般に治安に関わる役職とされたことから、その選任の要件に共通性があったと見られる。次に地方に派遣されたワーリーについてその任地を検証する。

2-2:マムルーク朝時代の地方行政官職とその任地、職務

各地方に派遣されるカーシフとワーリーはそのアミールの位階によって任地が分けられていた。14世紀エジプトの地方行政官と任地について、715/1315年のエジプトにおけるナースィル・ムハンマドによる検地後の地方行政官の配置状況をマクリーズィー Aḥmad b. 'Alī al-Maqrīzī (845/1442年没) の『エジプト地誌 al-Mawā'iz wal-I'tibār bi-Dhikr al-Khitat wal-Āthār』では以下のように説明している。

四十騎長のアミール:①アレクサンドリア、②ブハイラ地方、③ガルビーヤ地方、④シャルキーヤ地方、⑤ミヌーフィーヤ地方、⑥カトヤー(Qatyā)(19)、⑦ファイユーム地方、⑧バフナサー地方、⑨ウシュムーナイン地方、⑩クース地方、⑪アスワンに各1名ずつのワーリーを派遣した。加えて、⑫ギザ地方、⑬上エジプト地域、⑭下エジプト地域にはカーシフを各1名ずつ派遣した。そして、彼らが所有するマムルーク軍人の数は560人 [各40人] とされていた。(中略)

十騎長のアミール: ⑤ウシュムーン・ランマーン (Ushmūn al-Rammān) (20)、⑥ カルユーブ地方、⑦ギザ地方、⑧タッルージャ (Tarrūja) (21)、⑩アレクサンドリアの守備隊長 (ḥājib al-Iskandarīya)、20イトフィーフ地方、②マンファルート地方に各1名ずつのワーリーを派遣した。彼らのマムルークは70人 [各10人] とされた。(中略)

カーシフに与えられたイクターからの収入は、各 1 名につき、20,000ディーナール・ジャイシー(dīnār jayshī:以下 DNJ) (22)で、1 DNJは 8 ディルハム(dīrham:以下 DH)で換算するので、計160,000DH である。そのうち、支出分(al-kalafa) (23) は15,000ディーナール(dīnār:以下 DN)で、実収入(khālis)は145,000DH であ

る。

また、四十騎長のワーリーは各 1 名につき15,000DNJ で、1 DNJ は 8 DH で、計120,000DH である。そのうち、支出分が10,000DH で、実収入が110,000DH であった。十騎長のワーリーは各 1 名につき5,000DNJ で、1 DNJ は 7 DH で、計35,000DH である。そのうち、支出分は3,000DH で、実収入は32,000DH とされた⁽²⁴⁾。

(引用中の丸番号は筆者が加筆)

以上の『エジプト地誌』の内容は、先に述べたエジプトの行政区画に対して、14世 紀初頭のエジプトでは、北部の下エジプト地域の12地方に対し9名、上エジプト地域の7地方に対し9名のワーリーを任命していたことになる。行政区画外ではエジプトとシリアの中継地の⑥カトヤーにワーリーが任命されていた。また、1地方に2人のワーリーが派遣される⑱タッルージャ(②ブハイラ地方の町の一つ)、⑪アスワン(⑩クース地方の一部)、⑫⑰ギザ地方などがあり、この3地方が重要な地域と見なされていたことが窺える。これらの地域はスルターンのイクターが指定されていたことから②、特に重要な地域として、四十騎長に加え十騎長のワーリーが輔弼するため重複して派遣されていたと考えられる。

引用中のイクター収入の値は、ナースィル検地後の軍人の位階に応じたイクターの配分基準と比べると、地方行政官であるワーリーとカーシフには、四十騎長と十騎長に準じたイクターが与えられ、それに応じたマムルークを保持していたことが『エジプト地誌』からは窺える⁽²⁶⁾。しかし、地方行政官に与えられたイクターが、その他の四十騎長、十騎長と比べて年収高('ibra)においても、また換算率においても同等のイクターを与えられず、それに準じる低いイクターが授与された理由については明確にされていない。ポリアク A. N. Poliak はこの問題について、地方行政官が与えられるイクターはそれぞれの任地に存在していたため、または何らかの役職上の利得があったためととするが、明確な論拠は示していない⁽²⁷⁾。ワーリーやカーシフに与えられたイクターの所在地の全体像は不明であるが、『輝ける至宝』に言及されるガルビーヤ地方、ブハイラ地方、バフナサー地方、ファイユーム地方、クース地方のワーリーのイクター地を取り上げれば、以下のようになる。

- ・ガルビーヤ地方のワーリー: ミヌーフィーヤ地方トゥルア・ミン・カフール・ミ ヌーフ al-Tur'a min Kafūr Minūf むら(イブラ:1,200DNJ)⁽²⁸⁾、ブハイラ地方クーム・アルアフダル al-Kūm al-Akhdar むら(イブラ:1,700DNJ)⁽²⁹⁾。
- ・ブハイラ地方のワーリー:ブハイラ地方アスマニーヤ Asmanīya むら(イブラ: 2,000DNJ) ⁽³⁰⁾、ファイユーム地方ブルジューク Buljūq むら(イブラ:1,800DNJ) ⁽³¹⁾
- ・バフナサー地方のワーリー:ファイユーム地方バニー・マジュヌーン Banī Majnūn むら (イブラ:500DNJ) (32)、バフナサー地方のサーキヤ・マフフーザ Sāqiya

Mahfuza むら (イブラ: 4.000DNJ) (33)

- ・ファイユーム地方のワーリー:クース地方のデンデラ Dandarā むら(イブラ: 8,000DNJ) ⁽³⁴⁾
- ・クース地方のワーリー: クース地方ハラジャ al-Haraja むら (イブラ: 10,000DNJ) (35)

ガルビーヤ地方、ファイユーム地方のワーリーは任地以外にイクター地を与えられているが、一方ブハイラ地方、バフナサー地方、クース地方のワーリーは任地にイクターを所有している。以上から、各地方のワーリーに授与されるイクターは、任地以外のものが含まれることがあったことがわかる。しかし、カーシフに与えられたイクターについての情報は同史料中には見いだせず、彼らのイクター地については不明である⁽⁵⁶⁾。いずれにせよ、必ずしも任地とワーリーのイクターについては一致しないため、ポリアクの挙げる理由のうち、地方行政官が与えられるイクターはそれぞれの任地に存在していたためとするのはこれを見る限りは妥当ではなく、第2の理由である何らかの役職上の利得があったと考えられる。その可能性を示す事例として、ワーリーによる不正や収奪に関する次のような記事がある。

(734/1334年) この年、スルターン(ナースィル・ムハンマド)はすべてのワーリーを罷免し、彼らの財産を没収した。同様に、収税長官 shādd al-dawāwīn⁽³⁷⁾と財務長官 muqaddam al-dawla についても(罷免、財産没収を)行った⁽³⁸⁾。

この時に追放されたのは、下エジプト地域の大ワーリー(wālī al-wulāt bil-wajh al-Baḥrī)であったイッズ・アッディーン・アイダムル 'Izz al-Dīn Aydamr と、ウシュムーナイン地方のワーリーであったトゥーガーン Sayf al-Dīn Ṭūghān al-Shamsī と、シャルキーヤ地方のワーリーのクラシー Sayf al-Dīn Qurashī であったとされ、彼らは財産を没収され、シリアへと配流された。収税長官や財務長官も連座して処分されていることから、徴税に関して大規模な不正が行われていたことが窺える (39)。これに加え翌年にはその他諸官庁の長官も逮捕と財産没収のうえ更迭されている (40)。このような、不正行為を理由に地方行政官が更迭される事例はその他にも確認できる (41)。例えば、15世紀前半には次のような地方行政官による不正な収奪の事例がある。

(826年ズーアル=カーダ月/1423年10-11月) この月のある日に、各地のジスルが崩壊するとともに、ナイル河の水が急激に減少した。各地のワーリーたちの行状の悪化のためである。ワーリーたちはそれらの地方から多くの土地を収奪した(inqaṭa・)。そのため、上エジプト地域、下エジプト地域とギザ地方の各地のいくつかは干上がった(sharraqa) (42)。

さて、再びワーリーの任地に関して他の史料も確認する。カルカシャンディー『黎明

の書』では、上・下エジプト地域のワーリーの任地として次の15箇所を挙げている(43)。 下エジプト地域

四十騎長のアミール:

①アレクサンドリア、②ガルビーヤ地方、③シャルキーヤ地方、④ミヌーフィー ヤ地方、⑤ブハイラ地方

十騎長のアミール:

- ⑥カルユービーヤ地方、⑦ダカフリーヤとマルターヒーヤ地方、⑧ダミエッタ、
- ⑨カトヤー地方

上エジプト地域

四十騎長のアミール:

⑩バフナサー地方、⑪ウシュムーナイン地方、⑫クースとイフミーム地方 十騎長のアミール

③ギザ地方、⑭イトゥフィーフ地方、⑮マンファルート地方

これらのワーリーの内、下エジプト地域ではガルビーヤ地方、トエジプトではクー ス地方が最高位のワーリーとされていたとする。これは上述した『エジプト地誌』に おいて1つの地域に2名のワーリーを派遣した地域と重なる。

以上のワーリーの任地は、『エジプト地誌』で述べられた上・下エジプト両地域の 地方数と比べると圧倒的に少なく、1人のワーリーが複数の地方を併せて担当してい たことが窺える。また、アレクサンドリアには、767/1365年にキプロス王国によるア レクサンドリア襲撃(キプロス十字軍)の後、防衛上の理由から百騎長 (amīr al-mi'a) のナーイブが置かれ別格の扱いとなった。⑦については、両地方を管轄するワーリー はカトヤーに置かれ、⑫はクース地方のワーリーが両地方の管轄を兼任した(44)。

次にカルカシャンディーより後代のハリール・アサディー Muhammad b. Muhammad b. Khalīl al-Asadī(854/1450年頃没)の『要覧 al-Tavsīr wal-I'tibār wal-Tahrīr wal-Ikhtivār』 では次のように説明している。

全ての行政区(iqlīm/pl. uqālīm) において、地方行政官として派遣されたカー シフとワーリーに対して国庫から「支出されるものは」、その場所、その位階、 その補助者達に基づいて決められている。カーシフに対しては、各々1人に対し て、年20,000DNJ「が与えられる」。そして、四十騎長のワーリーに対しては、 各々1人に対して、15,000DNJ「が与えられる」。1DNJの換算比は、8DHであ る。

そして、十騎長のワーリーに対しては、各々1人につき5.000DNJ「が支払わ れる]。1ディーナールの対価は7DHである。

そして、各行政地区のカーシフとワーリーの数は14人である。それらは、かつ ては千人隊長(muqaddam al-alf)からスルターンの選任を受けていた①アレクサ ンドリアのナーイブ (nā'ib al-Iskandarīya)、②ブハイラ地方のナーイブ (nā'ib al-Buḥayra)、③ダミエッタ地方のナーイブ (nā'ib Dimyāṭ)。④クース地方のナーイブ (nā'ib Qūṣ)、⑤ガルビーヤ地方のカーシフ (kāshif al-Gharbīya)。⑥シャルキーヤ地方のカーシフ (kāshif al-Sharqīya)、⑦ミヌーフィーヤ地方のカーシフ (kāshif al-Minūfiya)。⑧ファイユーム地方のカーシフ (kāshif al-Fayyūm)。⑨バフナサー地方のカーシフ (kāshif al-Bahnasā)。⑩ウシュムーナイン地方のカーシフ (kāshif al-Ushmūnayn)。⑪下エジプト地域のカーシフ (kāshif al-Baḥrī)、⑫上エジプト地域のカーシフ (kāshif al-Qiblī)。③カトヤー地方のワーリー (mutawallī Qaṭyā)。⑭アスワン地方のワーリー (mutawallī Aswān) (45)。

(引用中の丸番号は著者加筆)

上記の引用の前半部分については『エジプト地誌』の情報と同じであるが、後半部分 に大きな差異が見られる。『要覧』の引用部分はナースィル・ムハンマド時代の軍制 とイクター収入、官職について解説しているものであるが(46)、先の『エジプト地誌』、 『黎明の書』と大きく異なるのは、ほとんどの地域がカーシフの派遣先となり、ワー リーは⑬カトヤーと⑭アスワンのみとなっている。また、アレクサンドリア、ダミエッ タといった地中海沿岸の重要港、下エジプト地域統治において重要なブハイラ地方に はナーイブが派遣されている。これは『エジプト地誌』、『黎明の書』の記述を信頼す るならばナースィル・ムハンマド時代の状況を記したものではない。上・下エジプト 両地域にナーイブ職が設置されたのは、上エジプト地域が780/1379年、下エジプト地 域が782/1380年とされ、バルクークが軍総司令官(atābak al-'asākir)として、執政を 行っていた (779-784/1378-1382年) 時期に相当する。そして、ガルサン Jean-Claude Garcin は、アレクサンドリアを除いて上・下エジプトのナーイブは、スルターン・バ ルクーク(在位 784-791/1382-89年、792-801/1390-99年)没後の15世紀には任命され なかったとしており(47)、これは概ねバルクーク統治期の間の14世紀末の様相を伝えた ものだと言えよう。ただし、次章で述べるようにナーイブの設置はアレクサンドリア、 上・下エジプト地域の3か所は確認できるが、ダミエッタについては他史料から確認 できていないため、留意が必要である。

第3章 カーシフ職

3-1:カーシフ職の成立とワーリー

マムルーク朝時代のエジプトでは、地方行政を担当するカーシフという官職が知られており、同じく地方行政官であるワーリーと同様に地方行政を担う官職であると考えられてきた。この官職名はエジプトがオスマン朝により征服された後にも残存し、マムルーク軍人がカーシフまたはカーシフ・アル=ジュスール(kāshif al-jusūr: ジスルの監督官)としてエジプトの諸地方の統治を担い、実質上のエジプトの支配者層を

形成していた。彼らは時にオスマン朝政府に反抗する勢力の中核となり、1523年には このマムルークのカーシフが反乱を起こしたことが知られている⁽⁴⁸⁾。

アヤロン David Ayalon は、カーシフはワーリーよりも上位の地方行政官で、四十騎長もしくはそれに準ずる扱いであったとし、ナースィル検地によりカーシフは四十騎長に次ぐイクターが授与され、それに応じたマムルークを保持していたとする(40)。14世紀後半に関して史料に現れるカーシフは上・下エジプト両地域に一人ずつ置かれ、それぞれ下エジプト地域のカーシフ(kāshif al-wajh al-Baḥrī)、上エジプト地域のカーシフ(kāshif al-wajh al-Qiblī)と呼ばれた。しかし、これらのカーシフがワーリーの上位の地方行政官として、正確にいつ設置されたかは不明な点が多い。

カーシフ職が設置されたとされる14世紀前半には、たとえば同時代に著された書記の手引と年代記等を含む百科全書的史料であるウマリー『諸王朝見聞録』や、ヌワイリー Shihāb al-Dīn Aḥmad al-Nuwayrī(733/1333年没)『学芸における究極の目的 Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab』などでは、カーシフ職については触れられていない。このうち『諸王朝見聞録』にはワーリーの説明があるが「50」、これも前章で述べたように、首都カイロにおいて警察権を有する治安維持を司るワーリーの説明に留まる。このように14世紀に著された行政便覧や書記の手引といった史料の作者にとって定着した職官として認識されていなかった可能性がある。一方、上エジプト地域のカーシフ(kāshif al-wajh al-Qiblī)、下エジプト地域のカーシフ(kāshif al-wajh al-Qiblī)、下エジプト地域のカーシフ(kāshif al-wajh al-Qiblī)、下エジプト地域のカーシフ(kāshif al-wajh al-Baḥrī)、およびカーシフを指すと思われる大ワーリー(wālī al-wulāt)については、年代記史料には14世紀前半の事例として若干だが確認できる(51)。

また、14世紀中葉の同時代史料に現れる地方行政官職としてのカーシフの最初期の ものとしては、アブー・バクル・ダワーダーリー Abū Bakr b. 'Abd Allāh Ibn Avbak al-Dawādārī (8/14c, 没) の『真珠の宝庫 Kanz al-Durar wal-Jāmi 'al-Ghurar』において、 714/1314年に捕縛されたアミール・サイフ・アッディーン・バハードゥル・ムイッズィー Sayf al-Dīn Bahādur al-Mu'izzī がこの職に就いていたことを触れている (kāna kāshif bil-wajh al-Qiblī) ⁽⁵²⁾。また、ユースフィー Mūsā b. Muhammad b. Yahyā al-Yūsufī (759 /1358年没) の『ナースィル王伝 Nuzhat al-Nāzir fi Sīrat al-Malik al-Nāsir』には、735/ 1335年に侍従職(hājib)のバドル・アッディーン・マスウード Badr al-Dīn Mas'ūd に 下エジプト地域のカーシフ(kāshif al-wajh al-Bahrī)の名誉のローブ(ヒルア)を与 えた記録と(53)、アミール・マルワーニー 'Alā' al-Dīn 'Alī b. Ḥasan al-Marwānī に対す る下エジプト地域のカーシフ職 (kāshif al-wajh al-Bahrī) への任命記事が見られる(54)。 また、史料上のカーシフ職の呼称そのものについても、同時代と後代の史料間で名 称が異なる場合が多い。例えば、14世紀の同時代史料では、粉ひき水車のカーシフを 意味するカーシフ・ダワーリーブ(kāshif al-dawālīb)の語が見られる(ミゥ゙)。そのほか に運河、灌漑用水路の浚渫を職務としたと考えられる14世紀末の791/1389年に「ナー スィル・アッディーン・ムハンマド・ブン・ライリー Nāṣir al-Dīn Muḥammad b. Laylī がギザ地方のワーリーに任命された。それは、ギザの灌漑用水路の浚渫(kashf al-turāb)

を命じられたキルターイ・タージー Qirṭāy al-Tājī の代わりであった」 (56) という記事が見られ、その他に792/1390年には「バフナサー地方のカーシフ・トゥラーブ(kāshif al-turāb)であるタンキズブガー・サイフィー Tankizbughā al-Sayfī をクースに異動させた」 (57) という記事が確認される。前章で述べたように、アターベクのバルクークによりナーイブが上・下エジプト地域に派遣されるようになった時期にあたることから、カーシフの管轄範囲は、上・下エジプト地域から各地方単位へと変化したことが窺える。

次にカーシフのマムルーク朝の行政組織における位置づけについて、主に行政に関わる書記の手引書、統治の書の諸史料から整理をおこない、同職の変遷を検討する。

表 4:14-15世紀における史料上のカーシフとその呼称

14世紀

kāshif al-turāb (inspector of ditch cleaning)

kāshif al-dawārīb (inspector of millstone)

wālī al-wulāt (the great administrator)

15世紀

kāshif al-kushshāf (the great inspector) (It is appeared only 15th century and it's title for al-dawādār al-kabūr)

kāshif al-jusūr (the inspector of irrigation dams)

wālī al-wulāt (the great administrator)

kāshif al-waih al-Oiblī and kāshif al-waih al-Bahrī (the inspector of Upper and Lower Egypt)

* The title of *al-kāshif* is appeared in historical documents until the end of 19th century.

3-2:カーシフ職の変遷

ここでは、カーシフ職の変遷について、カルカシャンディー『黎明の書』とハリール・ザーヒリー『諸王朝行政便覧』を基に比較をおこない、マムルーク朝の官制上のカーシフ職の変遷を確認する。

四十騎長のアミールたちは、諸職の第二の階層と各地方のカーシフkushshāf (sg. kāshif)、高位のワーリーに就いた(58)。

四十騎長から地方統治のための行政官であるカーシフとワーリーが任命されることを示している。また、さらに『黎明の書』では、カーシフの任地について、バルクークがナーイブを設置した後の変化について以下のように述べている。

クッシャーフ (カーシフ)

上エジプト地域と下エジプト地域にナーイブが設置される以前、この2つの地域にはそれぞれカーシフが任命されていた。この2つの地域にナーイブが設置さ

れたとき、以前のように下エジプト地域に四十騎長のアミールからカーシフが任命された。その地域(下エジプト)では、ブハイラ地方は下エジプト地域のナーイブの [任地に] に近いので、それ以外のところを管轄するカーシフが置かれ、もう一方(上エジプト地域)のカーシフは、彼の [四十騎長という] 位階からファイユーム地方へ置かれ、[この地方] のワーリー職が撤廃された。そして、このカーシフの管轄にはバフナサー地方が加えられた。また、上エジプト地域のすべてにおいて、上述したところのナーイブへとその地域の権限が委譲された⁽⁵⁹⁾。

クッシャーフ (カーシフ)

すでに、上・下エジプト地域にナーイブを新設したところで述べたが、この2地域には大ワーリー(wālī al-wulāt)と称されたカーシフが置かれていた。ナーイブが設置されると、以前のように四十騎長からカーシフが下エジプトに置かれたが、彼は実際には下エジプトのナーイブの権限の下に置かれた。そして、彼の所在地はシャルキーヤ地方のミニヤ・ガムル(Minyat Ghamr)⁽⁶⁰⁾とされた。もうひとり[上エジプト地域]のカーシフは、バフナサー地方とファイユーム地方に置かれた。そして、ファイユーム地方のワーリーは廃された。そして残りの上エジプトのことはナーイブに帰せられた。そして、ギザについてはカーシフがその地のジスルとそれに関わることについて管轄するが、行政村(nāḥiya)におけるそれ以外のことには係わらない⁽⁶¹⁾。

『黎明の書』では、下エジプトのカーシフ職について、同職の権限がナーイブに委譲された他に、カーシフはナーイブの管轄下のもとに限定された一部地域の行政を担当するようになったことが窺える。また、このナーイブ設置にともない、ワーリーが一部廃止されカーシフがワーリーの役割を担うことになったことが窺える。また、ギザに派遣されたカーシフの業務が灌漑設備の維持・管理に権限が限定されていることが確認できる。また、ナーイブの権限の強さとして、802/1400年に上エジプト地域のナーイブとしてムバーラク・シャー Mubārak Shāh b. 'Abd Allāh al-Ṭāhirī(816/1413年没)'⁽⁶²⁾が任命されると、彼は「ワーリー達の中から選任し、好まざるものを解任した」⁽⁶³⁾、とされワーリーの任免権も与えられたことが窺える。

ナーイブの設置後、カーシフは上・下エジプト単位ではなく、各行政地単位で置かれ、その数を増やすとともに相対的に地位が下げられワーリーと同様の扱いとなる。バルクークは地方に対する中央政府の支配強化をねらってナーイブを任命したが、その背景としてはウルバーン(アラブ遊牧民:'arab/pl. 'urbān)の反乱の増加に対する治安維持の強化が挙げられる⁽⁶⁴⁾。制度上の特徴として、ナーイブ設置以前にカーシフは、上・下エジプト地域をそれぞれ監督下に置くが、各行政区画に置かれるワーリーの任免については権限を有しておらず、カーシフ、ワーリーとも中央政庁により任免が行われていた。14世紀前半には侍従職(hājib)によって任命が行われていたこと

が確認できるが⁽⁶⁵⁾、一方、14世紀後半には侍従職による任命事例は確認できず、中央政庁によるカーシフ、ワーリーの任免に関する責任者は明確ではない。

また、先に述べたように、多くの先行研究においてカーシフの職務と変遷についての典拠とされた史料の『諸王朝行政便覧』第9章におけるカーシフの官制上の変遷と職務内容は次のように要約できる⁶⁶⁰。

第一に、灌漑水利に関する職務として、カーシフの職務は灌漑土手をはじめとする 灌漑設備の維持・管理を行うものとされる。その職務範囲は、政府管理の灌漑土手 (jisr al-sultānīya) に対しては責任を持つが、むら管理の灌漑土手 (jisr al-baladīya) に 対しては責任を持たなかった。毎年一度、春季に百騎長級のアミールから任命され、 エジプトの各地方に派遣される。そして、派遣されたカーシフは灌漑設備の建設、管理をおこない、それに伴い農民を労働力として徴発することが出来る。

第二に、官制上の変遷として、初期のカーシフは3名で上エジプト地域、下エジプト地域、ギザ地方を管轄した。上・下エジプト地域のカーシフには、それぞれ7人ずつワーリーが配下に置かれた。上・下エジプト両地域には百騎長からカーシフは選任されるが、ギザ地方のカーシフは百騎長かもしくは四十騎長のアミールから選任される。それから時代が下ると任命者数が増加し、上エジプト地域に3人(ファイユーム地方、上エジプト地域の北部 al-Ṣaʿīd al-Adnā、上エジプト地域の南部 al-Ṣaʿīd al-A'lā)、下エジプト地域に3人(シャルキーヤ地方、ガルビーヤ地方、ブハイラ地方)が置かれていたという。ハリール・ザーヒリーの時代である15世紀末には、さらに、1人のカーシフ(kāshif al-kushshāf)が全地方を統括していたとする。

『諸王朝行政便覧』の説明では、15世紀後半のカーシフの増加について触れているが、その人物が百騎長のアミールかそれ以下の階層のアミールであるのか判然としない。任地については上・下エジプト地域とギザ地方の3か所で、前節で触れたように、ナースィル検地後の状況を伝えた『エジプト地誌』の記事と一致する。しかし、ナースィル検地後はカーシフに選任されるアミールは四十騎長とされているので、百騎長のカーシフはそれ以前に毎年派遣された灌漑設備の調査に派遣されたアミールと考えられる。例えば、696/1297年にエジプトの各地方へ調査(kashf)に派遣されたアミール達の中にトゥガイフ・イーガーニー「Tughayf al-Ighānī(709/1308年没)の名前が見られる(67)。この人物は692/1293年にトリポリのナーイブから解任されたことが知られているが(68)、トリポリのナーイブ職はアミールの最上級の階級である百騎長の職であることから、この調査時において彼はすでに百騎長クラスのアミールであったと見られる。そのほか、ナースィル検地に先立ちエジプト全土を調査した際に派遣されたアミールたちの中にも百騎長が含まれていた(69)。

また、15世紀末に1人のカーシフが全地域を統括したという記述からは、通常は872/1467年スルターン・カーイトバーイ al-Ashraf Qāytbāy (在位 872-901/1468-1496年) によって当時の官房長(dawādār)であったヤシュバク・ミン・マフディー Yashbak min Mahdī に宰相(wazīr)と総カーシフ(kāshif al-kushshāf)を兼任させ⁽⁷⁰⁾、その後

に一度職を辞したヤシュバクをさらに武具長 (silāḥdār) も兼任させることで同職に再任した、マムルーク朝末期の重要な制度変革が想起される。これはハリール・ザーヒリーが亡くなる (873/1468年) ちょうど前年の出来事であり、本論とは別に『諸王朝行政便覧』が著者の亡くなる直前まで執筆されていたことがわかる重要な情報といえる。

さて、ヤシュバク以降、官房長職に就く人物が宰相、官房長、執事長(ustādār)、武具長、そしてエジプト全地域を統括する総カーシフに一人の人物が任命され、中央政庁の政務を統轄するとともに地方の農村からの徴税強化を図ったと考えられ、ヤシュバクを含めスルターンに次ぐ実力者がこれらの職を兼任したが、その中にはトゥーマーン・バーイ I 世 al-'Ā dil Ṭūmān Bāy(在位 906/1501年)、カーンスーフ・ガウリー al-Ashraf Qānṣūh al-Ghawrī(在位 906-922/1501-1516年)といった、後にスルターンに就任する者も含まれていた($^{(1)}$)。ただし、総カーシフの任命によって、各地方の行政官が廃されたわけではなく、地方ごとにカーシフは派遣されていたので、総カーシフの役割は、それらを統括し地方の徴税を監督し、税収を確保することに置かれていたと考えられる($^{(2)}$)。

表5:マムルーク朝エジプトにおける地方行政官制の変遷

Mid. 14th C.	Central Government — Upper and Lower Egypt — Provinces $(iql\bar{i}m)$ $k\bar{a}shif \rightarrow \text{supervise} \rightarrow w\bar{a}l\bar{i}$			
$(k\bar{a}shif$ has no power of appointment and dismiss to $w\bar{a}l\bar{i}$)				
construction and another the state of the st				
Late 14th C.	Central Government — Upper and Lower Egypt — Provinces $(iq\bar{l}im)$ $n\bar{a}'ib \rightarrow \text{supervise} \rightarrow k\bar{a}shif and w\bar{a}l\bar{l}$			
	$(n\bar{a}'ib \text{ has power of appointment and dismiss to } k\bar{a}shif \text{ and } w\bar{a}l\bar{i})$			
	(na to has power of appointment and dishinss to kasnij and wait)			
Mid. 15th C.	Central Government — Provinces (iqlīm)			
	kāshif al-jusūr, (mutawallī)			
Late 15th C.	Central Government — Provinces (iqlīm)			
	Concurrent posts			
	e.g. Yashbak min Mahdī kāshif al-jusūr, (mutawallī)			
	(wazīr, dawādār, kāshif al-kushshāf)			
	(man, man, man, man, man, man, man, man,			

おわりに

ナースィル検地によって整備されたイクター制度のもとでエジプトの行政区域も整理され、四十騎長のカーシフを上・下エジプト地域に、四十騎長、十騎長のアミールから任命されたワーリーを各地に派遣するようになった。これはイクターの管理を頻繁に交代するムクターだけに委ねるのではなく、地方行政官を派遣し、ムクターを管理監督する必要があった。加えて、各地方に派遣されたワーリーを監督し統括するカー

シフが設置されたと考えられる。その背景として、ワーリーによる各地での不正、収 奪が考えられ、その結果ワーリーの一斉の人事異動や、逮捕、財産没収などが見られ た。

一方、本論ではワーリー、カーシフの任地、制度上の変遷を中心に分析を行ったが、特にカーシフの人選には、軍事的な側面も考慮に入れなければならない。エジプトの諸地方の農村地帯やその外縁部には農民以外にウルバーンが多数存在し、政権に対する反乱活動も頻繁であった(トラ)。散発的に発生するウルバーンの反乱の鎮圧はマムルーク朝政府にとって重要な課題であった。特にナースィル・ムハンマド没後の14世紀中期以降は、ウルバーンによる反乱も増加し、反乱鎮圧を目的としたカーシフの任免事例が散見される(ト4)。この結果、軍総司令官(atābak)のバルクークにより百騎長から選任された「アミールの王(malik al-umarā')」の称号を持つ総督(nā'ib)が780/1378年に上エジプト地域のアスユートに(トラ)、782/1380年に下エジプト地域のダマンフールに任命され、地方行政官の制度は一つの転換点を迎えることとなる。以上のアラブ遊牧民の反乱対策として任命されたカーシフの人選、バルクーク以降のマムルーク朝におけるエジプトの地方行政官制度の変遷については、稿を改めて検討したい。

一次史料と略記

- Badā'i' al-Zuhūr: Muḥammad b. Aḥmad Ibn Iyās (d. ca. 930/1524), Badā'i' al-Zuhūr fī Waqā'i' al-Duhūr. 5 vols., M. Mustafā (ed.), Wiesbaden, 1975.
- Paw': Shams al-Dīn Abū al-Khayr Muḥammad al-Sakhāwī (d. 902/1496), al-Paw' al-Lāmi' li-Ahl al-Qarn al-Tāsi'. 12 vols. (in 6 binds), Beirut, n.d.
- al-Durar al-Kāmina: Ibn Ḥajar al-'Asqalānī (d. 852/1449), al-Durar al-Kāmina fī A'yān al-Mi'a al-Thāmina. 5 vols., M. Sayyid Jād al-Ḥaqq (ed.), Cairo, 1966.
- *Inbā' al-Ghumr*: Ibn Ḥajar al-'Asqalānī (d. 852/1449), *Inbā' al-Ghumr bi-Abnā' al-'Aṣr*. 4 vols., Ḥasan Ḥabashī (ed.), Cairo, 1994–98.
- 'Iqd al-Jumān: Badr al-Dīn Maḥmūd al-'Aynī (d. 855/1451), 'Iqd al-Jumān fī Ta'rīkh Ahl al-Zamān. 5 vols., M. M. Amīn (ed.), Cairo, 1987-2009.
- Jawhar: Şālim al-Dīn Ibrāhīm b. Muḥammad b. Aydamr b. Duqmāq (d. 809/1407), al-Jawhar al-Thamīn fī Siyar al-Khulafā' wal-Mulūk wal-Salāţīn. Sa'īd 'Abd al-Fattāḥ 'Āshūr (ed.), Cairo, 1982.
- Kanz al-Durar: Abū Bakr b. 'Abd Allāh Ibn Aybak al-Dawādārī (d. 8/14c.), Kanz al-Durar wal-Jāmi' al-Ghurar, vol. 9, al-Durar al-Fākhir fi Sīrat al-Malik al-Nāṣir. H. R. Romer (ed.), Cairo, 1960.
- Khiṭaṭ: Taqī al-Dīn Abū al-'Abbās Aḥmad b. 'Alī al-Maqrīzī (d. 845/1442), al-Mawā'iẓ wal-I'tibār bi-Dhikr al-Khiṭaṭ wal-Āthār. 2 vols., Bulāq, AH1270; repr., Baghdad, 1975 (new ed., 5 vols., Ayman Fu'ād Sayyid (ed.), London, 2002–6).
- Masālik al-Absār (1): Shihāb al-Dīn Ahmad b. Yahyā b. Fadl Allāh al-'Umarī (d. 749/

- 1349), *Masālik al-Abṣār fī Mamālik al-Amṣār*. 27 vols., Kāmil Salmān al-Junūbī (ed.), Beirut, 2010.
- Masālik al-Abṣār (2): ——, Masālik al-Abṣār fi Mamālik al-Amṣār. Ayman Fu'ād Sayyid (ed.), Cairo, 1985.
- Masālik al-Abṣār (3): ——, Masālik al-Abṣār fī Mamālik al-Amṣār. 2 vols., D. Krawulsky (ed.), Beirut, 1985-86.
- Mu'īd: Tāj al-Dīn Abd al-Wahhāb al-Subkī (d. 771/1370), Mu'īd Ni'am wa Mubīd al-Niqam.

 M. A. al-Najjār and A. Shalabī (eds.), Cairo, 1996 (2nd. ed.).
- al-Nujūm al-Zāhira: Abū al-Maḥāsin Yūsuf Ibn Taghrī Birdī (d. 874/1470), al-Nujūm al-Zāhira fī Mulūk Miṣr wal-Qāhira. 16 vols., Faḥīm M. Shaltūt et al. (eds.), Cairo, 1963 –72.
- Nuzhat al-Nufūs: Al-Khaṭīb al-Jawharī 'Alī b. Dāwūd al-Ṣayrafī (d. 900/1495), Nuzhat al-Nufūs wal-Abdān fī Tawārīkh al-Zamān. 4 vols., Ḥasan Ḥabashī (ed.), Cairo, 1970-94.
- Qawānīn: Ibn Mammātī (d. 606/1209), Qawānīn al-Dawāwīn. 'Azīz Surayyāl 'Aṭiya (ed.), Cairo, 1943.
- Qawānīn (MS): Ibn Mammātī (d. 606/1209), Qawānīn al-Dawāwīn. MS. Dār al-Kutub al-Misrīya, Ta'rīkh 4775.
- Shujā 'ī: Shams al-Dīn al-Shujā 'ī al-Miṣrī (8/14 c.), Ta'rīkh al-Malik al-Nāṣir Muḥammad b. Qalāwūn al-Ṣāliḥī wa Awlādi-hi. vol. 1 (Arabic text), Barbara Schäfer (ed.), Wiesbaden, 1977.
- Ṣubḥ: Shihāb al-Dīn Abū al-'Abbās Aḥmad al-Qalqashandī (d. 821/1418), Ṣubḥ al-A'shā fī Sinā'at al-Inshā'. 14 vols., Cairo, 1964; Fahāris Kitāb Subh al-A'shā, Cairo, 1972.
- Sulūk: Taqī al-Dīn Abū al-'Abbās Aḥmad b. 'Alī al-Maqrīzī (d. 845/1442), Kitāb al-Sulūk li-Ma'rifat Duwal al-Mulūk. vols. 1-2, M. M. Ziyāda (ed.), 1939-58; vols. 3-4, Sa'īd 'Abd al-Fattāh (ed.), Cairo, 1970-73.
- Taysīr: Muḥammad b. Muḥammad b. Khalīl al-Asadī (d. After 854/1450), al-Taysīr wal-I'tibār wal-Taḥrīr wal-Ikhtiyār fī-mā yajibu min Ḥusun al-Tadbīr wal-Taṣarruf wal-Ikhtiyār. 'Abd al-Qādir Aḥmad Ṭulaymāt (ed.), Cairo, 1968.
- Tuḥfa: Sharaf al-Din Yaḥyā b. al-Maqqar b. al-Ji'ān, al-Tuḥfa al-Sanīya bi-Asmā' al-Bilād al-Misrīya. B. Moritz (ed.), Cairo, 1974.
- Zubdat: Khalīl b. Shāhīn al-Ṭāhirī (d. 873/1468), Zubdat Kashf al-Mamâlik: Tableau politique et administratif de l'Égypte, de la Syrie et du Ḥidjâz, sous la domination des sultans mamloûks du XIIIe au XVe siècle / par Khalîl eḍ-Ḍâhiry; texte Arabe publié par Paul Ravaisse, Paris, 1894.

注

(1) Sato, T., State and Rural Society in Medieval Islam: Sultans, Muqta's and Fallahun. Leiden, 1997, pp.

152-158.

- (2) Subh, vol. 3, p. 452.
- (3) アミールの私的なディーワーンから派遣された徴税に関わるムバーシルには、代官(wakīl)、 監督者(shādd/mushidd)、執事(dawādār)、倉庫管理人(shādd al-shūna)、書記(kātib)、公証人 (shāhid)などが含まれ、イクター地を管理した(Sato, State and Rural Society, pp. 88-89; Rabie, H., Financial System of Egypt A.H.564-741/A.D.1169-1341, London, 1972, pp. 66-67)。
- (4) Sato, State and Rural Society, pp. 56, 82, Cf. Sulūk, vol. 1, pp. 74-75.
- (5) Rabie, H., al-Nuzm al-Mālīya fī Miṣr Zaman al-Ayyūbīyīn. Cairo, 1990, pp. 89-90.
- (6) カーシフおよび地方行政官の変遷について部分的に取りあげた研究は多くあるが、エジプトの地方史をあつかった研究として、Garcin, J-C., Un centre musulman de la Haute-Egypte médiévale: Qūṣ, Institut français d'Archéologie orientale du Caire, 1976、水利史の観点からは; Qāsim 'Abduh Qāsim, al-Nīl wal-Mujtami' al-Miṣrī fi 'Asr Salātīn al-Mamālīk. Alexandria, 1978などがある。
- (7) Toussoun, La géographie de l'Égypte à l'époque arabe. 3 vols. (Mémoires de la Société royal de géographie d'Egypte, vol. 8), Cairo, 1926–36, vol. 1, pp. 4–13, plate no. 6. Cf. 'Alī Ibrāhīm Ḥasan, Ta'rīkh al-Mamālīk al-Bahrīya, Cairo, 1967, pp. 232–236.
- (8) Qawānīn (MS), fol. 6b. Cf. Qawānīn, p. 84, note 10.
- (9) Masālik al-Absār (2): pp. 97-100.
- (10) 『輝ける至宝』は、エジプト全土のアミールらに授与されたイクター地、マムルーク兵士への 現金給与の基となったリザク地、そしてワクフ地のそれぞれの収入高を行政村(nāḥiya)ごとに 計上したものを、地方行政単位ごとにまとめた著作。

スルターン・シャーバーン II 世 al-Ashraf Sha'bān b. al-Nāṣir Muḥammad b. Qalāwūn(在位 764-778/1363-77年)の時代、777年シャーバーン月末/1376年 1 月後半のエジプトの農地に関する土地 台帳に記された各行政村(nāhiya)ごとの農地面積、収入高('ibra)が併記されているため、14 世紀のエジプトのイクター制の状況を検討する上できわめて重要な史料である。『輝ける至宝』の内容、成立過程、写本間の異同については、熊倉和歌子「マムルーク朝後期エジプトの土地調査記録の継承と更新:イブン・アルジーアーン『エジプトの村々の名前についての輝かしき至宝 al-Tuhfa al-Saniyal の再検討を通じて|『東洋学報』92-1(2010年)、95-120頁を参照。

- (11) Tuhfa, pp. 3-4.
- (12) Zubdat, pp. 32-34.
- (13) Zubdat, p. 33.
- (14) Ḥasan Bāshā, al-Funūn al-Islāmīya wa Wazā'if 'alā al-Āthār al-'Arabīya. 3 vols., Cairo, 1966, vol. 3, pp. 1308-1316.
- (15) Subh, vol. 4, p. 23.
- (16) Masālik al-Abṣār (2), p. 119. Cf. Mu'īd, pp. 43-45.
- (17) マムルーク朝の領域のうち、シリア地方にも同様にワーリーが任命されていた。ダマスクスや イェルサレムといった重要都市には、ワーリーが置かれ、治安維持を受け持っていた。また、シ リアの主要な地方にはナーイブが置かれ、統治を行っていた。
- (18) Shujā'ī, p. 90; Sulūk, vol. 2, p. 283; al-Durar al-Kāmina, vol. 3, p. 110.
- (19) エジプトとシリアの間にある幹線路沿の町。アリーシュ al-'Arīsh の近郊 (Muḥammad Ramzī, al-Oāmūs al-Jughrāfī lil-Bilād al-Misrīya. 2 vols. (in 5 binds) and Index, Cairo, 1994, vol. 1, p. 350)。
- (20) ダミエッタ近郊のダカフリーヤ地方に所属する町。ナースィル検地の後、ダカフリーヤ地方と

- マルターヒーヤ地方が一つの行政区画とされた際に両地域を統括する町とされた。アラブ・ムスリム勢力のエジプト支配後の初期イスラーム時代には、ウシュムーン・タナーフ Ushmūm Ṭanāḥとして知られていた(Muḥammad Ramzī, al-Qāmūs al-Jughrāfi lil-Bilād al-Miṣrīya, vol. 2-1, p. 229)。
- (21) ブハイラ地方の町。穀倉地として知られる (Muḥammad Ramzī, al-Qāmūs al-Jughrāfi lil-Bilād al-Misrīva, vol. 1, p. 190)。
- (22) マムルーク朝時代のイクター収入高 ('ibra) を示す表示単位 (cf. Cooper, Richard. S., "A Note on the Dīnār Jayshī." *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 16-2/3 (1973), pp. 317-318; id., "The Assessment and Collection of Kharāj Tax in Medieval Egypt." *Journal of the American Oriental Society*, 96-3 (1976), pp. 365-382)。各軍人のイクター収入高とその貨幣への換算率については、Sato, *State and Rural Society*, pp. 152-156を参照。
- (23) 現物徴収された穀物の輸送費とそれに課せられる関税を加えたものを指す (Sato, State and Rural Society, p. 155)。
- (24) Khitat, vol. 2, p. 218.
- (25) ナースィル検地後、スルターンの直轄するイクター地は、ブハイラ地方、カルユーブ地方、ギ ザ地方、アスユート地方、クース地方に指定された (Khitat, vol. 1, p. 90; Sulūk, vol. 2, p. 153)。
- (26) Ayalon, D., "Studies on the Structure of the Mamluk Army III." Bulletin of the School of Oriental and African Studies, 16 (1954), p. 71; Sato, State and Rural Society, pp. 156–157; al-Bayūmī Ismā'īl al-Shirbīnī, Muṣādarat al-Amlāk fī al-Dawla al-Islāmīya: Aṣr al-Salāṭīn al-Mamālīk. 2 vols. 1997, vol. 1, pp. 222–223.
- (27) Poliak, A. N., "Some Notes on the Feudal System of the Mamlüks." Journal of the Royal Asiatic Society, 1937, p. 100. 佐藤もこの問題には触れているが、その理由は不明としている (Sato, State and Rural Society, p. 153)。 Ayalon, D., "Studies on the Structure of the Mamluk Army III." Bulletin of the School of Oriental and African Studies, 16 (1954), p. 71; Sato, State and Rural Society, pp. 156–157; al-Bayūmī Ismā'īl al-Shirbīnī, Muṣādarat al-Amlāk fī al-Dawla al-Islāmīya: Aṣr al-Salāṭīn al-Mamālīk. 2 vols. 1997, vol. 1, pp. 222–223.
- (28) Tuhfa, p. 101.
- (29) Tuhfa, p. 121.
- (30) Tuhfa, p. 118.
- (31) Tuhfa, p. 153.
- (32) ibid.
- (33) Tuhfa, p. 167.
- (34) Tuhfa, p. 137.
- (35) Tuhfa, p. 191.
- (36) アスワンとアイザーブ港については、上エジプト地域のナーイブの管轄下とされている。777/ 1376年には同職はまだ設立されていないので、カーシフの管轄である可能性がある(Tuhfa, p. 195)。
- (37) この職は税収について取り扱うもので、ワズィールを補弼する。通常、十騎長のアミールから 任命される (Subh, vol. 4, p. 22)。
- (38) Jawhar, vol. 2, p. 164.
- (39) 制度上は、徴税権はムクターと中央政庁(スルターン領)がもっている。ワーリーは自らのイクターからの徴税において不正(過大な徴税)をおこない、収税長官らはスルターン領からの徴税において過大な取り立てかあるいは着服をおこなったと見られる。財産没収は、こうした国家

が授与した権限による着服、ないしは解任時に保持している税額の精算をおこなうものである (See also: Miura, T., "Administrative Networks in the Mamlūk Period: Taxation, Legal Execution, and Bribery." In T. Sato (ed.), *Islamic Urbanism in Human History: Political Power and Social Networks*, London/New York, 1997, pp. 51–55)。

- (40) Jawhar, vol. 2, p. 165.
- (41) 784/1382年には不行状を理由に、上・下エジプト地域のカーシフがそれぞれ更迭された (Badā i' al-Zuhūr, vol. 1-2, pp. 306-307, 325)。
- (42) Sulūk, vol. 4, p. 646.
- (43) Subh, vol. 4, pp. 26-28.
- (44) ibid.
- (45) Taysīr, p. 70.
- (46) Taysīr, pp. 68-72.
- (47) Garcin, J-C., "The Regime of the Circassian Mamlūks." In C. F. Petry (ed.), The Cambridge History of Egypt, vol. 1, Islamic Egypt 640–1517, Cambridge/New York, 1998, p. 294.
- (48) Winter, M., "Re-emargency of the Mamluks." In Thomas Philipp and Ulrich Haarmann (eds.), *The Mamluks in Egyptian Politics and Society*, Cambridge, 1998, pp. 93-95; 長谷部史彦「オスマン帝国治下のアラブ地域」『西アジア史①アラブ』(新版世界各国史8)、山川出版社、2002年、329-330頁。
- (49) Ayalon, "Studies on the Structure of the Mamluk Army III," p. 71; Sato, State and Rural Society, pp. 156–157; al-Bayyūmī, Musādara al-Amlāk, vol. 1, pp. 222–223.
- (50) Masālik al-Absār (3), vol. 1, pp. 106, 119.
- (51) Shujā'ī, pp. 3, 27, 35, 96, 186, 193.
- (52) Kanz al-Durar, vol. 9, p. 274.
- (53) Nuzhat al-Nāzir, pp. 254-255.
- (54) Nuzhat al-Nāzir, p. 255; Sulūk, vol. 2, p. 385.
- (55) Nuzhat al-Nāzir, pp. 120, 126.
- (56) Sulūk, vol. 3, p. 681.
- (57) Sulūk, vol. 3, p. 720.
- (58) Subh, vol. 4, p. 15.
- (59) Subh, vol. 4, p. 25.
- (60) Minyat Ghamr: ダミエッタ支流沿いにあるシャルキーヤ地方のむらの一つ。現在は Mīt Ghamr と呼ばれる (Mu'jam al-Buldān, s. v. [Munyat Ghamr]; Muḥammad Ramzī, *al-Qāmūs al-Jughrāfi lil-Bilād al-Misrīya*, vol. 2-1, p. 263)。
- (61) Subh, vol. 4, p. 65.
- (62) Manhal, vol. 9, p. 192; Dalīl, vol. 2, p. 571; al-Nujūm al-Zāhira, vol. 14, p. 125; Daw', vol. 6, p. 237.
- (63) Sulūk, vol. 3, p. 1003; Badā'i' al-Zuhūr, vol. 1-2, p. 572.
- (64) 'Iqd al-Jumān, vol. 3, pp. 329, 340.
- (65) Sulūk, vol. 3, p. 1003; Badā'i' al-Zuhūr, vol. 1-2, p. 572.
- (66) Zubdat, pp. 129-130.
- (67) Sulūk, vol. 1, p. 829; 'Iqd al-Jumān, vol. 3, p. 363.
- (68) Sulūk, vol. 1, p. 782.
- (69) Sulūk, vol. 2, pp. 146-147.

- (70) Badā ï' al-Zuhūr, vol. 3, p. 149; 五十嵐大介『中世イスラーム国家の財政と寄進:後期マムルーク朝の研究』刀水書房、2011年、133-135頁。五十嵐はこの kāshif al-kushshāf については、「全エジプトの地方総督」の訳語を与えている。
- (71) Badā'i' al-Zuhūr, vol. 3, pp. 357, 445, 449, 453, 463.
- (72) 地方単位のカーシフの任命例については、Badā i' al-Zuhūr, vol. 3, pp. 159, 161, 164, 191, 221, 248を参照。
- (73) マムルーク朝成立直後の651/1253年には、上エジプト地域のウルバーンが、外来のマムルーク による支配を不服とし、ヒスン・アッディーン・サアラブ・ジャアファリー Ḥiṣn al-Dīn Thaʿlab al-Jaʿfarī を指導者とする反乱を起こしたことはつとに知られる (Sulūk, vol. 1, p. 386)。
- (74) 14世紀後半のウルバーンの反乱に対するカーシフとの関連記事については、Sulūk, vol. 2, pp. 852, 867, 899, 910; vol. 3, pp. 339-340, 670; Badā ï' al-Zuhūr, vol. 1-2, pp. 232-233, 243など。
- (75) Sulūk, vol. 3, p. 340; Badā'i' al-Zuhūr, vol. 1-2, p. 273.
- [附記] 本稿は、2014年3月に早稲田大学大学院文学研究科に提出した博士学位請求論文の一部を、加筆・修正したものである。指導教授の大稔哲也先生、三浦徹先生をはじめとして多くの方々にご教授・ご助言を頂いた。記して謝辞にかえたい。

(大東文化大学国際関係学部講師)